

19世紀フランスにおける慈善児童保護事業 —1881年孤児院調査を手がかりとして—

岡 部 造 史*

The Voluntary Associations for Child Protection in Nineteenth-Century France: Analysis of the Survey of 1881

Okabe Hiroshi

はじめに（問題の所在）

今日のわが国において、児童虐待が深刻な社会問題として世論の注目を集めていることから明らかなように、児童保護、あるいは児童福祉の問題は、現代社会における焦眉の課題のひとつである。フランスではこの問題に対して、中世以来、カトリック教会などが捨て子の保護をおこなってきたが、19世紀初頭には早くも捨て子や貧しい孤児を保護する公的扶助システムが成立した。さらに19世紀末には、この時期によく地歩を固めた共和政（第三共和政 1870-1940年）のもとで教育政策・社会政策が整備されると同時に、児童保護に関しても児童労働の規制、乳幼児の健康保護、家庭内で虐待された子供の保護など、さまざまな施策が打ち出されたのである。

こうした状況を反映して、19世紀フランスにおける児童保護の歴史は、特に世紀後半にかけて国家の関与が強まるプロセスとして叙述されてきた。たとえばフランス近代史研究の大家であるペローは、19世紀における児童保護の関心はまず私的な人々によって表明され、世紀が進むにつれて児童保護法の制定へと発展し、子供をめぐる問題は国家による私生活介入の「きわめつけの領域」となったと述べている¹⁾。そのため児童保護をめぐる具体的な実践についても、これまで公的扶助のケースが取り上げられることが多かったように思われる²⁾。

これに対して、近年の福祉国家形成史研究においては、国家以外の担い手が福祉に果たした役割を重視する傾向がみられる。たとえばイギリスに関してセインは、家族による福祉や慈善団体の活動など、いわゆる「ボランティア部門」の役割が、福祉国家が形成される19世紀末から20世紀前半においても依然として重要であったことを指摘している³⁾。また、最近のわが国のフランス史研究においても、結社（アソシアシオン）の重要性に関心が集まりつつある⁴⁾。以上の研究状況は、児童保護の歴史を考察する際に、国家レベルの政策のみならず、民間レベルの活動もあとづける必要性を示唆するものといえる。さらに、このような観点から児童保護の問題を

* おかべ ひろし 成蹊大学非常勤講師

取り上げることは、これまで初等教育の場合に即して国家主導的性格が強調されがちであったフランスの子供政策に関しても、新たな視点を提示するものと思われる。

本稿では、公的扶助以外に民間団体などによっておこなわれた児童保護活動を、とりあえず「慈善児童保護事業」の名称で呼ぶことにする⁹⁾。この事業は目的や対象とする子供のカテゴリーによってさまざまな形態を取るものであったが、これまで複数の歴史家によって研究の対象とされてきた¹⁰⁾。その中でラプレージュはパリの捨て子と孤児の保護に関して、19世紀半ば以降孤児院などの「民間部門 *secteur privé*」が発展し、保護する子供の分担などによって公的扶助に対する補完的役割を果たしたとする¹¹⁾。この指摘は児童保護における慈善事業の位置を示している点で興味深い。そうした補完関係が19世紀末における児童保護政策の拡大とどのような関係に立つのか、そもそも慈善事業の運営に何ら問題はなかったのかといった疑問が残る。こうした点を含めて慈善児童保護事業の位置付けをおこなうためには、運営の実態や公権力との具体的な関係にまで踏みこんで考察する必要がある。

もとより、多様な形で展開された慈善事業をすべてそのような形で検討することは、方法的にも史料的にもきわめて困難である。そこで本稿ではとりあえず1881年から翌年にかけて実施された、「孤児院及びその他の子供向け慈善施設に関する調査 *Enquête sur les orphelinats et autres établissements de charité consacrés à l'enfance*」(以下「1881年調査」と略記)の分析を通じて、上記の課題に取り組みたい。この調査は議会(上院)での児童保護法案の検討の際の情報収集を目的として実施されたもので、孤児院をはじめとする全国の児童保護施設の数や規模、活動内容、子供の状況などに関する13の質問から構成されている。その回答結果は後に議会報告としてまとめられたが、報告者自身、多くの不備や欠落があることを認めている¹²⁾。したがって、分析には慎重を期さねばならない。とはいえ、フランスにおけるこの種の慈善事業に関する初の公式調査であり、本稿の考察にとって重要な手がかりを与えるものと考えられる。本稿ではこの調査を中心史料とし、前年に監獄総協会 *Société générale des prisons* がおこなったより小規模の調査(以下「監獄総協会調査」と略記)¹³⁾などでデータを補うことにする。

以下、児童保護施設の設立状況、運営の実態、公権力との関係の順に論を進めていくことにする。なお、本稿はあくまでも上記の研究課題に対する試論の域にとどまるものであることを、あらかじめお断りしておく。

I 児童保護施設の設立

冒頭にて述べたように、フランスでは1811年の政令 *décret* によって、捨て子や貧困孤児に対する公的扶助システム(「児童扶助業務 *service des enfants assistés*」と呼ばれる)が形成された。これに対して、慈善児童保護事業はどのような形で設立されたのだろうか。

1881年調査によれば、当時のフランスにおいて「子供の保護 *garde* 育成 *éducation* にたずさわる慈善団体、事業、あるいは施設」(以下本稿ではまとめて「児童保護施設」と表記)の数は1110にのぼった¹⁴⁾。このうち多数を占めたのは民間施設 *établissements privés* であるが、公立施設 *établissements publics* も少なからず含まれていた¹⁵⁾。両者の数については、首都パリを含むセヌヌ県など3つの県を除いたものとして、前者が210、後者が713という数値があげられている。なおセヌヌ県に関しては、公立施設が約10、民間施設が約140と推測される¹⁶⁾。したがって、民間施設が児童保護施設の大半を占めていたと考えられる。民間施設はさらに世俗施設と修道会系施

設とに分けられるが、前者の数が100に対して後者が613と圧倒的に多く¹³⁾、児童保護施設は基本的にカトリック教会のイニシアティブによって運営されたといえる。

児童保護施設は収容児童数が100人以下の小規模なものが大半を占めていたが¹⁴⁾、その名称や形態はさまざまであった。1881年調査によれば、施設の約3分の2が「孤児院 Orphelinat」の名称で呼ばれたが、他にも「避難所 Refuge」、「保護施設 Asiles」、「作業所 Ouvroirs」などの名称が存在した¹⁵⁾。ただし後述するように、ここでいう孤児院とは必ずしも孤児のみを受け入れていたわけではなかった。

施設の設立時期については、そのほとんどが19世紀に入ってからのものである。表1からは、設立数が世紀を通じて基本的に増加傾向にあり、特に1850年代に大幅な増加がみられたことがわかる。もっとも、設立されてから調査までの間に閉鎖された施設の存在も否定できず、世紀初頭において施設が少なかったと必ずしも断定はできない。

施設設立の要因として、1881年調査は公的扶助の不備に対する人道的反発、コレラの流行や戦争、さらに都市化の影響をあげている¹⁶⁾。しかし世紀後半の施設の大幅な増加に関しては、いわゆる「子供への配慮」の浸透¹⁷⁾や、都市の「社会問題」に対する人々の意識の高まり、またこの時期が民間団体（結社）全般の増大した時期であった点¹⁸⁾なども考慮すべきと思われる。

実際、児童保護施設は一般的に大都市部に多く設立された。施設数の多い県を示した表2では、農村部の県もいくつかみられるが、大半はパリやリヨン、マルセイユなど大都市部の県が占めている。一般に児童保護の問題は都市部において深刻であったとされており、こうした傾向は当然ともいえる。

表1 19世紀における児童保護施設の設立数の推移（設立時期がわかるもののみ）

年代	1801-1810年	1811-1820年	1821-1830年	1831-1840年	1841-1850年	1851-1860年	1861-1870年	1871-1880年
施設数	7	24	41	74	73	127	97	79

出典：Enquête, pp.CXCIII-CXCIXより作成（ただしセーヌ県など数県の数値が含まれていない）。

表2 県ごとの児童保護施設数（上位10県に関して）

県名（県庁所在地）	公立施設	民間施設	不明	合計
セーヌ（パリ）	10	137	17	164
セーヌ＝エ＝オワーズ（ヴェルサイユ）	14	36	1	51
マンシュ（サン＝ロ）	17	19	0	36
ブーシュ＝デュ＝ローヌ（マルセイユ）	4	31	0	35
ノール（リール）	5	25	2	32
ジロンド（ボルドー）	3	25	0	28
ガール（ニーム）	6	21	0	27
セーヌ＝アンフェリウール（ルアン）	—	—	24	24
ローヌ（リヨン）	0	23	0	23
ソンム（アミアン）	8	13	0	21
ムルト＝エ＝モゼル（ナンシー）	11	10	0	21

出典：Enquête, pp.519-545の一覧表の数値より作成。ただしセーヌ県に関しては補足データからの推定数値。なおセーヌ＝アンフェリウール県については公立民間の区別が不明。

ただし、施設の設立が捨て子などの問題の深刻さに対応したものであったかどうかについては、必ずしも明確ではない。1881年調査のデータからは施設の収容児童数と実際の捨て子や孤児の数を比較することができないが、人口との関係でみるならば、たとえばノール県は当時セーヌ県に次ぐ人口密集地帯であり、32の施設を有していたが、収容児童数は県の人口160万人中1200人あまりに過ぎなかった。フランス第2の都市リヨンを含むローヌ県においても、施設の収容児童数は人口73万人に対して1200人のみであった¹⁹⁾。収容児童が他県の出身である場合もみられるので²⁰⁾、人口との比率はさらに少なかった可能性もある。いずれにせよ、施設の収容児童数と人口との間に明確な対応関係を見出すことはできない。

こうした経緯で設立された児童保護施設は、当時の児童保護活動の中でどの程度の割合を占めるものだったのか。この点について1881年調査は、児童保護施設が引き受けていた子供の数を約6万人としている。これに対して若干時期は異なるが、1883年初頭に公的扶助が引き受けていた捨て子・貧困孤児の数は約8万4千人であった²¹⁾。したがって、児童保護施設は児童保護活動全体の中で少なからず重要な部分を担っていたといえる。なお、施設数と同じく収容児童数においても、民間施設が施設全体の中で圧倒的な比率を占めていた²²⁾。

ただし注意すべきは、当時において公的扶助と慈善事業は往々にして重なり合っており、両者は相互補完関係にあったという点である。たとえば1881年調査はいくつかの県について、公的扶助の管轄下にある子供が児童保護施設に委託されたり、逆に施設の援助を受けている子供が公的扶助機関にあずけられるといった事例を紹介している²³⁾。このことは、先の比較の結果に一定の留保を求めるものであるが、同時に慈善児童保護事業がある意味で公的扶助の管轄領域にまで及んでいたことを示すものといえる。

以上概観したように、19世紀のフランスでは、国家政策としての児童保護システムが制度化される一方で、特に世紀半ば以降、児童保護施設が都市部を中心に設立され、児童保護活動全体において少なからず重要な位置を占めることになった。次章では、これらの施設の運営実態について検討する。

II 施設運営の実態

1. 子供の受け入れ —公的扶助の補完？

1881年調査は児童保護施設が受け入れた子供について、孤児と捨て子、さらに貧困家庭の子供が多かったとしている²⁴⁾。その中でも特に多かったと考えられるのは、施設の多くが「孤児院」と称していたことからもうかがえるように、孤児である。たとえばセーヌ県では、受け入れた子供のカテゴリーがわかる施設のほとんどが孤児を受け入れていた一方で、捨て子などを受け入れる施設はかなり少数であった。似たような傾向は、ノール県やローヌ県といった他の大都市部の県においても確認することができる。

では、なぜ施設は孤児を重点的に受け入れたのか。この問題については、当時の博愛主義者や支配階層の児童問題に対する考え方が参照されなければならない。19世紀のフランスでは工業化・都市化の中での民衆層の生活状態が「社会問題」として議論を呼んでいたが、支配階層にとって捨て子とはそうした民衆層の生活習慣の乱れ、「悪徳」の結果であり、存在自体が社会秩序にとって危険なものであった。一方孤児は、「悪徳」ではなく親の死亡という「不幸」の結果であり、保護するのに何ら問題はないとされた。慈善事業は児童保護に関して捨て子と孤児をこの

ように区別し、基本的に後者のみ救済するに値する存在とみなしたのである。以上のような経緯から公的扶助は捨て子、慈善事業は孤児を主に引き受けるという、児童保護の役割分担がおこなわれることになった²⁵⁾。

さらに、捨て子や貧困家庭の子供の受け入れも公的扶助の補完をなすものであった。捨て子は基本的に公的扶助の管轄であったが、12歳以上の子供は排除されるなど、実際にはさまざまな理由から受け入れられない子供が存在した。また貧困児童に関しても、救貧局などによる援助は十分なものではなく、慈善事業はこうした子供の受け皿としても機能していた。

以上のように、慈善児童保護事業はさまざまな側面において公的扶助の補完的機能を果たしていたといえる。しかしここで注意すべきは、この機能は十分なものではなかったという点である。その理由としてはまず、施設が子供の受け入れに関していくつもの条件を課していたことがあげられる。たとえば多くの孤児院では、子供は当該市町村、都市、あるいは県に属している場合のみ無料で養育された。また修道会系施設はカトリックの子供のみ受け入れるなど宗教上の条件も存在し、さらに多くの場合、受け入れられるのは嫡出子のみであった。加えて、障害児や「態度の悪い、もしくは反抗的な子供 *enfants vicieux ou insoumis*」は一般的に施設から排除されていた。特に後者は孤児院における「例外」的な存在であったとされる。したがって、こうした条件を満たさず公的扶助にも頼ることのできない子供は、物乞いや浮浪といった状況に陥り、最終的に矯正施設か監獄にのみ居場所を見出すといった事態が指摘されることになった²⁶⁾。

一方で、児童保護施設は子供の収容年齢を自らの方針や都合に合わせてばらばらに設定していた。たとえば1881年調査では、慈善精神のさかんな施設では子供は小さいうちから受け入れられ、子供の労働による利益をあてにする施設では収容年齢が可能な限り遅く設定されているとの指摘がみられる²⁷⁾。収容年齢の上限についても施設によって違いが存在したが、大部分の孤児院では公的扶助と同じく12歳までとされ、したがって公的扶助の年齢制限を過ぎた子供が受け入れられる可能性は少なかった²⁸⁾。そもそも、施設の多くが女子施設であり男子を受け入れる施設は少ないという、性別による受け入れの不均衡も存在した²⁹⁾。

2. 子供の集団的養育

児童保護施設では、子供は収容されると一般に成年(21歳)まで保護された³⁰⁾。その間の施設の役割は、子供に規則正しい生活を送らせ、教育を施し、さらに将来に向けて技能を身につけさせることにあり、この点で公的扶助と基本的に変わるところはなかった。しかし養育方式に関しては、両者の間に著しい違いがみられた。すなわち、公的扶助では子供は養育院に収容された後、里親のもとに個々にあずけられたのに対して、児童保護施設は通常、施設内で共同生活をさせる方式を採用していた³¹⁾。生活は規則によって細かく規定され、一般に12歳までは初等教育、それ以後は男子については肉体労働、女子は裁縫が中心であった³²⁾。

施設の関係者はこうした集団的方式をおこなうことについて、里親にあずけるよりも子供の養育上好ましいという理由をあげている。たとえば南仏アリエージュ県のプロテスタント孤児院の院長は、捨て子や孤児を里親にあずけることは、ふさわしいあずけ先を見つけられるならば問題はないが、実際には里親は労働の搾取のみが目的で子供をあずかることが多いと述べている。同じく南仏オード県のある女子孤児院は、私人に子供をあずけることは彼らから教育を奪い、過酷な労働を課すおそれがあるとして、こうした方式を禁止すべきとまで主張している。ただし、彼らの方針は必ずしも一致したのではなく、公的扶助にならって里親に子供をあずける孤児院も

存在した³³⁾。

しかしこうした養育方式に対して、知事や県視察官の側からは、施設内での養育は子供を世間から離れた場所での受動的な生活に慣れさせ、出所後の生活に支障をきたすとの批判が出されていた。たとえば中部アリエ県の視察官は、孤児院での受動的で単調な生活がしばしば子供の知能や身体的发展を阻害すると述べている。またパリ近郊ウル＝エ＝ロワール県の知事は、子供は孤児院において規則と規律と束縛にしか出会わないと述べている。また西部シャラント＝アンフェリウール県の知事は、慈善施設の子供は世間の習慣の外で育てられるため、世間を理解できず社会を憎むようになるとして、施設内での養育の弊害を強調している。市町村長もおおむね同じ立場を取っており、セヌ＝エ＝オワーズ県では16人の市町村長が、子供は孤児院より里親にあずけるのが好ましいとの意見を表明している³⁴⁾。彼らは基本的に公的扶助を擁護する立場にあり、主張の信憑性については疑問もあるが、児童保護施設の養育方式にも問題があったことがうかがえる。

施設での養育について特に批判の対象となったのは、子供の労働に対する搾取であった。本来労働は子供の将来に備えての職業訓練としての意味を持っていたが、児童保護施設の主要な収入源の一つでもあったため、過剰な労働を課せられる場合が存在した³⁵⁾。たとえばある知事は内務大臣宛ての書簡の中で以下のように述べている。

「若い娘にとって、孤児院とは成人するまで報酬なしで働く仕事場 atelier に過ぎません。[...] 彼女はまだ若いのに [...] 自分が働いて得た当然の利益を奪われるだけでなく、施設での生活によってしばしば健康と将来を台無しにします。彼女らはいくつかの特別な仕事についてはかなりの技量を身につけるかもしれませんが、自分の身の回りの世話はできず、施設を出た時、教育も経験も貯金もなく、あらゆる危険を避けて生きのびるための戦いの用意ができていないのです。」³⁶⁾

こうした背景には、施設の財政事情が存在した。施設の財源は人々からの寄付、国家・県・自治体からの補助金、子供の養育料などであったが、負債や借金、赤字を抱えていた施設も少なく、子供の労働はこうした状況を補うために利用された。1881年調査によれば、子供の労働が支出の3分の1から半分以上をカバーするといった施設も存在した³⁷⁾。

3. 子供の出所後の状況

子供の出所後の状況についてまず指摘すべきは、子供が施設での教育・職業訓練を十分に済ませないうちに、親がその労働力を当てにして引き取るケースが存在したことである。特に女子が未成年のうちに引き取られる場合、その後浮浪・物乞い・売春など、「嘆かわしい」境遇に陥るケースが多かった。たとえば南仏タルン＝エ＝ガロンヌ県では、若い娘が不品行な母親によって引き取られることが放蕩を引き起こす一因となっていると報告されている³⁸⁾。

成年まで施設で養育された子供に関しては、出所後の状況はより良好であったとされる。施設が彼らに斡旋した職業については断片的なデータしか存在しないが、いくつかの県に関して、都市の労働者や奉公人、縫い子、徒弟、事務員等の職業名があげられている。また農業県の男子孤児院を出た子供の大多数は、作男 domestiques de culture、ぶどう栽培農、車引きなどとして働きに出された。ただし監獄総協会調査では、都市出身の子供が農業を斡旋された場合、仕事を嫌って都市に戻ってくるというケースも報告されている。上記の職業をみる限り、施設を出た子供は主に職人・労働者になったと考えられるが、小学校教師や自由業など、さらに上級の職業に就く

可能性についても報告されている³⁹⁾。

しかし、出所した子供に対する支援活動はきわめて不十分なものであった。たとえば施設が集中するセーヌ県においてすら、「支援 patronage は子供が出身施設の長に自ら助言を求めに来る場合にのみ存在する」といった状況であった⁴⁰⁾。しかしその原因を単純に施設の怠慢などに求めることはできない。支援活動を組織できない背景には、子供が出所後各地に散らばってしまうという状況、また支援に必要な人材を確保できないという事情も存在した。また積極的な支援はおこなわなくとも、出所した子供との良好な関係の維持に努める施設なども存在した⁴¹⁾。

ちなみに、同様の事態は公的扶助の場合にも起こっている。南東部アン県の知事はこの件に関して、多くの県において、被扶助児童 *enfants assistés* (公的扶助が引き受けた捨て子など) は成年に達すると「二度捨てられることになる」と述べている⁴²⁾。最近の研究は、公的扶助の子供は成年に達した後もさまざまな形で行政に依存していたことを指摘しているが⁴³⁾、上記の例は、子供の社会への定着という点において、公的扶助が慈善事業と同様に十分なものでなかったことを示すものといえる。

Ⅲ 公権力との関係

本稿の冒頭で述べたように、19世紀末はフランスの共和政が児童保護の問題に大きく関与しはじめる時期であった。本章ではこの時期における慈善児童保護事業と公権力との関係、特に児童保護政策との関係について検討する。

1. 行政による認可と監視

19世紀のフランスにおいていわゆる「結社の自由」が存在せず、団体を設立するために行政の認可が必要であったことはよく知られているが、慈善施設に関しても同様の制度が存在した⁴⁴⁾。したがって、児童保護施設と公権力との関係を検討するためには、まず施設の認可状況について明らかにしておく必要がある。

1881年調査によれば、認可状況がわかる914の施設のうち、「公益性を承認された *reconnus d'utilité publique*」、すなわち民事上の法人格を得ていたものは103、認可を受けていたものは292であり、残りの519は「何ら法的地位を有さない *sans aucune situation légale*」、すなわち無認可の施設であった⁴⁵⁾。このことは、行政当局がこうした施設を事実上黙認していたことを意味する。19世紀においてこのような施設・団体の黙認は珍しくなかったが⁴⁶⁾、パリ近郊マルヌ県の知事はその理由として、児童保護施設が公的扶助の「強力な補助者」であった点をあげている⁴⁷⁾。また、施設の中には認可や法人格を受けながら行政当局と何ら関係を持たないというケースも多かった⁴⁸⁾。

行政による監視についても、施設の置かれた立場はさまざまであった。施設の中には設立者の意志によって県行政の監督下に置かれたり、また補助金のために市町村の監視に服するものなどが少なからず存在した。またプロテスタントの施設のように、当局の支持を得るために自発的に監視を求めるケースも存在した。しかし無認可施設の場合、国家による監督をまったく受けていない場合が大半であった。そうした施設は司教や主任司祭の視察を受けている場合が多かったが、公権力にとって十分なものではなかった。ちなみにセーヌ＝エ＝オワーズ県の場合、51の施設のうち39が司教区当局や宗教団体の監視下にある一方で、公権力の監視下に置かれていたのは9

つのみであった⁴⁹⁾。

以上のように、19世紀の児童保護施設は、事実上公権力からかなり自立した活動をおこなっていたといえる。しかし世紀末における児童保護政策の拡大は、そうした両者の関係に変化をもたらすことになった。

2. 児童保護政策と慈善事業

普仏戦争とパリ・コミューンの混乱を経て共和政が確立した1870年代から1880年代の時期において、治安維持と教育の観点から、従来の捨て子や孤児以外の子供の保護が問題となった。なかでも重要とされたのが、虐待を受けた子供の保護であった。しかしこうした子供の施設への受け入れは孤児などと比べるとかなり少なく、慈善事業がこの問題に十分に対応しているとはいえなかった。

こうした状況を受けて、為政者は国家の法的措置による保護に乗り出す。その際議論の争点のひとつとなったのは、前章で述べたように、子供が児童保護施設で保護されても養育期間が終わらないうちに親が再び引き取りに来て、その結果再び親の悪影響にさらされるという、「早期の引き取り *retrait prématuré*」の問題であった。1881年1月に議会（上院）に提出された児童保護法案はこれを防ぐために、親からの子供の監護権 *garde* の剥奪を可能にする条項を提案した⁵⁰⁾。しかしこれは施設の活動に対する公権力の介入を意味するものでもあった。施設関係者はこうした措置に対してどのような態度を示したのだろうか。

この法案の直後に実施された1881年調査では、施設関係者に対して、「早期の引き取り」に対処する法的措置に関する質問がなされた。しかし全体の約3分の2がこれに回答せず、そのうち大半は修道会系の女子孤児院であった⁵¹⁾。当時のフランスでは教育政策などをめぐって世俗共和政とカトリック教会が激しく対立しており、全体として修道会系施設が世俗国家の介入に好意的であったとは考えにくい。では、なぜ彼らは法的措置に反対しなかったのか。この点に関して北仏ソンム県の知事は、施設関係者は「早期の引き取り」の有害性を十分認識していたが、調査に協力することはできなかつたと述べている⁵²⁾。この説明の信憑性は不明であるが、修道会系施設が自らの政治的立場と児童保護上の必要との間で明確な態度を打ち出せなかつた可能性は、否定できないように思われる。

一方、回答した施設の態度も一致していたわけではなく、そこには大きく二つの傾向がみられる。まず、孤児を主に引き受ける施設などは、親による引き取りが基本的に問題とならないために規制の必要を認めず、むしろ公権力による干渉として警戒する態度を示した。ただし、彼らが現状維持を主張したのは、子供の後見監督権を引き受けることに躊躇したり、あるいはそこに何らかの不都合を見出していたからでもあった。たとえば南仏アヴェイロン県のある孤児院の院長は、「後見監督権があればとてもありがたいですが、大きな責任と困惑が生じることになるでしょう」と述べている。またリヨン近郊サン＝テティエンヌのある女子施設の責任者は、子供の引き取りを禁止する法律は親を遠ざけることにならないかという不安を表明している⁵³⁾。

これに対して、病院施設や救貧局に付属する孤児院などの施設は、引き取りの規制に賛成する立場を取った。彼らは「早期の引き取り」を慈善にとっても子供の教育にとっても害をなすものとみなし、それに対する法的規制を公権力の介入よりもむしろ「大いなる善行」として捉えていた。ただし、規制を決定する機関については、司法当局、行政当局、特別の委員会など、さまざまな意見が存在した⁵⁴⁾。

このように、国家の児童保護政策の拡大に対する児童保護施設の態度は、施設の置かれた状況によって大きく異なっていた。しかし、事業の円滑な運営という観点から「早期の引き取り」に対して何らかの法的措置に頼らざるを得ないことは、大方の共通認識であったと考えられる。

では、19世紀末の児童保護政策において、慈善事業はどのような位置を占めることになったのか。これは政策の性格を考える際に非常に重要な問題であるが、この問題をめぐる為政者の態度については別稿に譲り、ここでは事業の法的位置について若干の考察を加えておきたい。

前述の児童保護法案は、その後紆余曲折を経て1889年ようやく成立し⁵⁵⁾、虐待された子供の親に対して裁判所が親権の失権 *déchéance de la puissance paternelle* を宣告できることが規定された⁵⁶⁾。しかしここで注目すべきは、慈善事業が国家の児童保護政策の中に明確に位置付けられたことである⁵⁷⁾。すなわち、親権の失権によって公的扶助機関が子供の後見監督権を得た場合、子供を「他の施設」に委託できることが定められたのであり、これによって児童保護施設は政策の実施機関として法的承認を得ることとなった⁵⁸⁾。それはまた、公的扶助と慈善事業との補完関係の承認ともいえる。同時に、慈善事業が「早期の引き取り」に対して、子供の親権の諸権利を行使できる可能性も開かれることになった。

さらに1898年の児童虐待処罰法⁵⁹⁾では、児童保護機関として慈善団体 *institution charitable* が公的扶助機関に先んじて名前をあげられるに至った⁶⁰⁾。この法律の審議では児童保護団体に虐待の訴追権を付与する提案までなされている⁶¹⁾。この提案自体は最終的に否決されるが、こうした動きは、当時の為政者の児童保護施設に対する信頼を示すものであった⁶²⁾。

ただし、慈善事業が児童保護政策の中に位置を占めることは、改めて公権力の管理下に置かれることを意味した。たとえば1889年法では慈善団体 *associations de bienfaisance* が父母の関与なしで子供を受け入れた場合にはすみやかに市町村に届け出ること、また慈善団体が受け入れた子供は国家の監視下に置かれることが規定されていた。さらに慈善団体が子供に関する諸権利を行使する場合でも、知事や公的扶助機関が「子供の利益」を名目としてそれらを剥奪できるとされた。こうして、児童保護施設は認可や監視だけでなく、運営そのものについて従来よりも強い統制を受けることになった。

おわりに

以上の考察から、これまであまり注目されてこなかった19世紀フランスにおける慈善児童保護事業の位置付けが、多少なりとも明らかになったと思われる。ラブレージュの指摘するように、この事業はさまざまな側面から公的扶助を補完する役割を果たしており、両者は相互補完関係にあった。そしてそうした有用性の故に、公権力からある程度自立した存在であり得た。しかし、この事業は一方において、施設の方針の違いや財政事情などから運営上さまざまな問題をかかえていたのであり、特に世紀後半以降の新たな児童問題に対して、独力で対応することができなかった。こうして世紀末に国家が児童保護政策の拡大に乗り出すのであるが、そこにおいても慈善事業は政策の実施機関として、公的扶助機関と競合あるいは補完関係を保つことになった。ただしそれは公権力から自立した存在としてではなく、公権力の管理下の存在としてであった。すなわち、19世紀の児童保護における慈善事業の位置付けは、公的扶助との自立的・自発的な補完関係から、いわば上から管理された補完関係への移行として考えることができる。さらに、19世紀の児童保護の歴史についても、単なる国家の関与の拡大・強化としてではなく、上記のよう

な公的扶助と慈善事業との関係の変化として捉えられるように思われる。

ところで、冒頭でもふれたように、フランス第三共和政の子供をめぐる政策としては、初等教育の国家主導的性格がつとに指摘されてきた。すなわち、共和政は1880年代に初等教育をめぐる諸改革（無償化・義務化・非宗教化）によってカトリック教会に代わって教育の主導権を掌握し、民衆層の体制内統合をおし進めたとされるのである⁶³⁾。しかし本稿の記述から明らかなように、児童保護、すなわち捨て子など何らかの理由で生育環境に問題のある子供の教育・育成に関しては、共和政はむしろ宗教色の強い慈善事業の役割を重視し、教会との協力関係のもとで政策を進めていった⁶⁴⁾。児童保護が通常の教育を受けられない子供をケアすることによって、教育システムを補完するものであったと考えるならば、このことは子供政策を理解する際に少なからず意味をもつものと思われる。

本稿はきわめて限定的かつ不十分な史料にもとづく考察であり、慈善児童保護事業の担い手や子供の社会階層、施設同士の関係など、まだ解明すべき問題も多い。さらに19世紀末以降の事業の展開も、20世紀の児童保護を考える上で重要である⁶⁵⁾。これらについては、今後の課題としなければならない。

[追記] 本稿作成に関しては、アラン・フォール（パリ第10大学）、坂下史（東京女子大学）、高村学人（東京都立大学）、前田更子（日本学術振興会）の各氏より貴重な助言・情報を頂いた。末尾ながら記して感謝したい。

註

- 1) ミシェル・ペロー「私生活と政治 一家族・女・子供一」（福井憲彦／金子春美訳『フランス現代史のなかの女たち』（日本エディタースクール出版部、1989年）所収）、17-19頁。
- 2) POTASH, Janet Ruth, *The Foundling Problem in France, 1800-1869: Child Abandonment in Lille and Lyon*, Ph.D. diss., Yales University, 1979; FUCHS, Rachel G., *Abandoned Children: Foundlings and Child Welfare in Nineteenth-Century France*, Albany, State University of New York Press, 1984; JABLONKA, Ivan, *Ni père ni mère: histoire des enfants de l'Assistance publique(1874-1939)*, Paris, Seuil, 2006.わが国の研究としては、とりあえず岡部造史「フランスにおける児童扶助行政の展開（1870-1914年）—ノール県の事例から—」（『史学雑誌』第114編第12号、2005年）を参照。
- 3) バット・セイン著、深澤和子・深澤敦監訳『イギリス福祉国家の社会史 経済・社会・政治・文化的背景』（ミネルヴァ書房、2000年）
- 4) 福井憲彦編・綾部恒雄監修『アソシアシオンで読み解くフランス史〈結社の世界史3〉』（山川出版社、2006年）また最近、法社会学の観点から19世紀フランスの結社の歴史をあとづけた高村学人『アソシアシオンへの自由 〈共和国〉の論理』（勁草書房、2007年）が刊行された。
- 5) 本来、公的扶助以外の福祉事業の場合、「民間」の語を用いる方が一般的と思われるが、後述するように、ここでは公的な施設も含まれるので、当時の用語なども考慮して、「慈善」の語を採用した。
- 6) 19世紀に関してはたとえば、WEISSBACH, Lee Shai, "Oeuvre Industrielle, Oeuvre Morale: The Sociétés de Patronage of Nineteenth-Century France", *French Historical Studies*, v.15, n.1, 1987, pp.99-120; DUPRAT, Catherine, *Usage et pratiques de la philanthropie: pauvreté, action sociale et lien social, à Paris, au cours du premier XIX^e siècle*, v.2, Paris, Association pour l'étude de l'histoire de la Sécurité sociale, 1997, 3^{ème} partie, ch. 2を参照。
- 7) LAPLAIGE, Danielle, *Sans famille à Paris: Orphelins et enfants abandonnés de la Seine au XIX^e siècle*, Paris, Paidós, 1989, pp.36-37, 137-139 et 175-176.

- 8) SENAT, *Enquête sur les orphelinats et autres établissements de charité consacrés à l'enfance*(Annexes au rapport de M. Théophile Roussel), Annexe au procès-verbal de la séance du 25 juillet 1882(N.451)(t.2), Paris, P. Mouillot, 1882 (以下 *Enquête* と略記), pp.V-XI.
- 9) 監獄総協会は1877年に設立された団体で、主に刑務所制度や犯罪対策に関する研究や討論を活動内容としていた(河合務「フランス第三共和制前期における児童保護政策の基本理念 —1898年児童虐待防止法と監獄総協会—」(『東京大学大学院教育学研究科紀要』第41巻、2001年)、98-99頁)。調査は1880年3月に135の慈善施設を対象におこなわれたが、回答をよせたのは38のみであった。なお、この調査結果は *Bulletin de la Société générale des prisons*, v.4, n.6, juin 1880 (以下 *BSGP*, 1880 と略記), pp.570-594に掲載されており、本稿ではそれを参照した。
- 10) 以下の施設数に関するデータは、*Enquête*, pp.XII-XIIIを参照。
- 11) 公立施設としては、養護施設 hospices、病院、救貧局 bureaux de bienfaisance 及びそれらの付属施設、さらに市町村立の孤児院などがあげられている。
- 12) 1881年調査はセヌヌ県に関する補足データを追加しており (*Enquête*, pp.CLIX-CXCII et 581-680)、本稿ではこのデータを参照した。
- 13) ちなみに、セヌヌ県に関しては世俗施設が41、修道会系施設が113という数字があげられている (*Ibid.*, p.CLXVIII)。
- 14) 1881年調査によれば、収容児童数がわかる施設の人数別分布は以下の表のとおりである (*Ibid.*, p.XXXVI)

児童数	1-20人	20-50人	50-100人	100-200人	200-300人	300-400人	400人以上
施設数	191	327	210	78	17	4	3

- 15) *Ibid.*, pp.XV-XXIII.
- 16) *Ibid.*, p.XXVII.
- 17) 「子供への配慮」については、ARIES, Philippe, *L'enfant et la vie familiale sous l'Ancien Régime*, éd. abrégée, Paris, Seuil, 1975(1960, 1973) (杉山光信・杉山恵美子訳『<子供>の誕生 アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』(みすず書房、1980年))を参照。また子供に対する意識の変化が特に19世紀半ば以降に顕著であることについては、以下の研究を参照。CRUBELIER, Maurice, *L'enfance et la jeunesse dans la société française 1800-1950*, Paris, A.Colin, 1979, p.69. Cf. ARMENGAUD, A., « L'attitude de la société à l'égard de l'enfant au XIX^e siècle », *Annales de démographie historique*, 1973, pp.303-312.
- 18) 高村前掲書、第三部第三章第一節。
- 19) *Enquête*, pp.XIV-XV. なおローヌ県の施設はすべて民間施設であった。
- 20) たとえばパリ近郊のセヌヌ=エ=オワーズ県では、人口6万人弱に対して施設の収容児童数は約3000人であったが、その多くはパリの子供であった (*Ibid.*, p.XIV, note (1))。
- 21) この数値については、1884年の下院議会報告に添付された資料を参照した(ただしセヌヌ県の数値のみ1882年のもの) (*Journal Officiel de la République française*(以下 *J.O.* と略記), *Chambre, Documents parlementaires*, 1884, pp.918-921)。ただし公的扶助はこれ以外に非嫡出子に対する在宅援助をおこなっていた。
- 22) 1881年調査のデータからは、いくつかの県を除いた数値として、公立施設の子供が約5000人、民間施設の子供が約34000人と推計できる(ただし性別不明の子供は含まれない)。
- 23) *Enquête*, p.XI.
- 24) *Ibid.*, p.LVI.
- 25) LAPLAIGE, *op.cit.*, pp.30-32, 36-37 et 137-138.
- 26) 以上、*Enquête*, pp.LI-LII, LVI et LVIII-LIX。「態度の悪い、もしくは反抗的な子供」については、女子の場合「避難所 Refuge」や「良き羊飼いの館 Maison du Bon Pasteur」といった保護施設が存在した

- が、男子に関してはそういった施設が存在しなかったとされる。
- 27) もっとも調査は、「慈善と呼ばれるに値する施設の大半」においては、人道的義務と財政事情の両立の観点から最低収容年齢が6歳から7歳に設定されているとも述べている (*Ibid.*, pp.LXXIV-LXXV)。
 - 28) 1881年調査は、多くの捨て子が公的扶助に頼ることができない主な理由として、12歳以上の子供を受け入れないことをあげている (*Ibid.*, p.LVI)。
 - 29) たとえば民間施設の場合、男子施設が130に対して女子施設が583という数値があげられている (*Ibid.*, p.XIII)。
 - 30) 1881年調査は、子供をできるだけ長い間保護する理由として、子供の長期の労働による養育費の埋め合わせと共に、子供を可能な限り親の悪影響から遠ざけるという「道徳に関する理由」をあげている (*Ibid.*, p.LXXVII)。
 - 31) ただし、男女混合孤児院 *orphelins mixtes* (大部分が公立施設とされる) では子供の性別による区分がなされ、また大規模な施設では年少者と年長者との区分が一般におこなわれていた (*Ibid.*, p.LXII-LXIII)。
 - 32) *Ibid.*, p.LXII. ただし行政の認可のない施設の場合、規則を持たない場合が多かった (*Ibid.*, p.LXV)。
 - 33) *Ibid.*, pp.CXVI-CXVIII.
 - 34) 施設内共同養育への批判については、*ibid.*, pp.CVIII-CXVを参照。
 - 35) *Ibid.*, pp.XLIII-XLIV.
 - 36) *Ibid.*, p.XLV, note (1).
 - 37) *Ibid.*, pp.XLVII-XLIX.
 - 38) *Ibid.*, p.LXXXVI.
 - 39) *Enquête*, pp.LXXXVI-LXXXIX ; *BSGP*, 1880, pp.578-579.
 - 40) *Enquête*, p.LXXXVII.
 - 41) *BSGP*, 1880, pp.582-583.
 - 42) *Enquête*, p.XC.
 - 43) JABLONKA, *op.cit.*, pp.262-266.
 - 44) *Enquête*, pp.XXIX-XXX.
 - 45) *Ibid.*, p.XXVIII.
 - 46) たとえば結社(アソシアション)に関して、1810年の刑法典では20名以上のすべての結社は事前に政府の承認を得なければならなかったが、実際には黙認という形で柔軟な法律運用がなされていたとされる(高村前掲書、90-93頁)。
 - 47) *Enquête*, p.XXX.
 - 48) *Ibid.*, p.XXXI.
 - 49) *Ibid.*, pp.XXXIII-XXXV.
 - 50) PROPOSITION DE LOI ayant pour objet la protection des enfants abandonnés, délaissés ou maltraités, présentée par MM. Théophile Roussel, Bérenger, Dufaure, l'amiral Fourchon, V. Schoelcher, et Jules Simon, sénateurs, Annexe n.5(Séance du 27 janvier 1881) in *J.O., Sénat, Documents parlementaires*, 1881, p.44. なお、監護権とは親権の実質的な部分を指すが、狭義には、親が自ら選ぶ場所で子供を保持する権利を指す(田中通裕『親権法の歴史と課題』(信山社、1993年)、55頁)。
 - 51) *Enquête*, p.XCVII.
 - 52) *Ibid.*, pp.XCVII-XCVIII.
 - 53) *Ibid.*, pp.XCVIII-XCIX. また南仏カオールのある施設の関係者は、いくつかの特殊な場合を除いて後見監督権を引き受けるとしている。
 - 54) *Ibid.*, pp.XCIX-C.
 - 55) 法律の正式名称は、「虐待された、あるいは精神面において遺棄された子供の保護に関する法律 *Loi*

- sur la protection des enfants maltraités ou moralement abandonnés」。この法律については、邦語では河合務「フランス第三共和制前期における「父権」批判と児童保護政策 —Th.ルーセルと1889年児童保護法」(『日本教育政策学会年報』第8号、2001年)などを参照。
- 56) 以下、法律の条文については、DUVERGIER, J. B., *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements et avis du Conseil d'Etat*を参照した。
- 57) Cf. 河合「「父権」批判と児童保護政策」、150頁。
- 58) 慈善団体の同様の位置付けは、1874年の乳幼児保護法でもおこなわれている。
- 59) 正式名称は、「子供に対する暴力、乱暴行為、虐待行為、加害行為の処罰に関する法律 *Loi sur la répression des violences, voies de fait, actes de cruauté et attentats commis envers les enfants*」。この法律では司法当局が児童虐待などに際して、子供の監護権を親族や慈善団体、公的扶助機関などに委託できるとされた。これに関する邦語文献としては、河合「児童保護政策の基本理念」などを参照。
- 60) PIERRE, Eric, «La loi du 19 avril 1898 et les institutions», *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »* (version électronique du *Temps de l'histoire*), n.2, 1999 (<http://rhei.revues.org/documents45.html>), p. 2/13 et 6/13. ピエールは1898年法は子供の受け入れ機関として公的扶助機関よりも民間団体を重視していたとする。
- 61) J.O., *Sénat, Débats parlementaires*, Séance du 10 mars 1898, p.288.
- 62) PIERRE, *art.cit.*, p.3/13. なお、こうした動きの背景として、1890年代における共和政とカトリック教会との接近(いわゆる「ラリマン」)などの社会状況が考えられる。
- 63) この点に関しては、とりあえず以下の研究を参照。桜井哲夫『知識人の運命 主体の再生に向けて』(三一書房、1983年)、第一章、同『「近代」の意味 制度としての学校・工場』(日本放送出版協会、1984年)、第一章。
- 64) こうした点については、第三共和政の扶助政策 *politique assistantielle*全般に関してすでに指摘されている。BEC, Colette, *Assistance et République : La recherche d'un nouveau contrat social sous la IIIe République*, Paris, Editions de l'Atelier/Editions ouvrières, 1994, pp.36-38.
- 65) 19世紀末以降の慈善児童保護事業については、未見のものも含めて、以下の個別研究が参考になると思われる。GUILLAUME, Pierre, *Un siècle d'histoire de l'enfance inadaptée : l'O.R.E.A.G. 1889-1989*, Paris, Expansion scientifique française, 1989 ; DESSERTINE, Dominique, *La Société lyonnaise pour le sauvetage de l'enfance(1890-1960) : face à l'enfance en danger, un siècle d'expérience de l'internat et du placement familial*, Toulouse, Erès, 1990 ; DIEBOLT, Evelyne, *A l'origine de l'association Olga Spitzer : La protection de l'enfance hier et aujourd'hui, 1923-1939*, Paris, Association Pour la Recherche Appliquée, 1993.